

令和 2 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 2 年 3 月 2 日 提 出

## 目 次

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
報告第1号	損害賠償の額の決定及び和解について	2
議案第1号	東浦町税条例の一部改正について	4
議案第2号	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	6
議案第3号	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	12
議案第4号	東浦町営住宅条例の一部改正について	13
議案第5号	東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	18
議案第6号	令和元年度東浦町一般会計補正予算(第6号)	別添
議案第7号	令和元年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	別添
議案第8号	令和元年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	別添
議案第9号	令和元年度東浦町下水道事業会計補正予算(第3号)	別添
議案第10号	令和2年度東浦町一般会計予算	別添
議案第11号	令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第12号	令和2年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第13号	令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第14号	令和2年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第15号	令和2年度東浦町下水道事業会計予算	別添
議案第16号	町道路線の認定について	19

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を令和2年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

杉山信義

半田市東雲町 昭和39年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員杉山信義の任期が、令和2年4月30日をもって満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 20 日

東浦町長 神 谷 明 彦

### 損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

### 記

#### 1 事故の概要

令和元年 11 月 24 日（日）午後 7 時 30 分頃、相手方が町道緒川 50 号線を車で西から東へ走行していたところ、当該町道の舗装の亀裂により生じたコンクリート塊が当該車両の左前輪に跳ね上げられ、当該コンクリート塊に乗り上げた左後輪が破損した。

#### 2 損害賠償の額

6,167 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	8,810 円
過 失 割 合	70%	30%
賠 償 額	6,167 円	0 円

#### 3 和解の内容

町は相手方に対して、6,167 円を支払うこととする。

議案第1号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第81条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、<u>精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）又は知的障害を有し歩行が困難な者（以下「知的障害者」という。）が所有する</u>軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの、<u>精神障害者又は知的障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者のうち特に著しい障害を有する者（以下「重度身体障害者」という。）、精神障害者若しくは知的障害者のために当該重度身体障害者、精神障害者若しくは知的障害者と生計を一にする者又は当該重度身体障害者、精神障害者若しくは知的障害者（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該重度身体障害者、精神障害者若しくは知的障害者（身</u></p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第81条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）<u>又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する</u>軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの<u>又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u></p>

<p>体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2から4まで 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>2から4まで 略</p>
---	------------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

軽自動車税の種別割の減免の対象に、一定の条件を満たす精神障害又は知的障害を有する者が所有し、及び運転する軽自動車等を加えるため提案するものである。

議案第2号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例(昭和36年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>5.43</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,600円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>580,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>580,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>5.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,700円</u>とする。</p>



(基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条において同じ。)以外の世帯

26,600円

- (2) 特定世帯 13,300円

- (3) 特定継続世帯 19,950円

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,800円とする。

(後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に

(基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条において同じ。)以外の世帯

27,900円

- (2) 特定世帯 13,950円

- (3) 特定継続世帯 20,925円

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3,900円とする。

(後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800 円

(2) 特定世帯 4,400 円

(3) 特定継続世帯 6,600 円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.37を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,600 円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が610,000 円を超える場合には、610,000 円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 第2条第2項の被保険者均等割

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300 円

(2) 特定世帯 4,650 円

(3) 特定継続世帯 6,975 円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.25を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,900 円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が580,000 円を超える場合には、580,000 円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 第2条第2項の被保険者均等割

<p>額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>19,320円</u></p> <p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,620円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,310円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>13,965円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,060円</u></p> <p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,160円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,080円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,620円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,020円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,800円</u></p> <p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額</p>	<p>額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>18,690円</u></p> <p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,530円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,765円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>14,648円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,730円</u></p> <p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,510円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,255円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,883円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,530円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,350円</u></p> <p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額</p>
--	--

<p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,300 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,650 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,975 円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,900 円</u></p> <p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,200 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,300 円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,300 円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,520 円</u></p> <p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320 円</u></p>	<p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,950 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,975 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,463 円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,950 円</u></p> <p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,650 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,325 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,488 円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,950 円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,340 円</u></p> <p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,580 円</u></p>
---	--

<p>(イ) 特定世帯 <u>2,660 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,990 円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,160 円</u></p> <p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,760 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>880 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,320 円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,720 円</u></p> <p>カ 略</p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,790 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,185 円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>780 円</u></p> <p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,860 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>930 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,395 円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,580 円</u></p> <p>カ 略</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の課税額等を改めるため提案するものである。

議案第3号

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年東浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後					改正前				
(定義)					(定義)				
第2条 略					第2条 略				
2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。				
(1) 及び (2) 略					(1) 及び (2) 略				
(3) 指定袋 容量が45リットル、30リットル、 <u>20リットル又は10リットル</u> の半透明白色の袋で、町が指定したものの					(3) 指定袋 容量が45リットル、30リットル <u>又は20リットル</u> の半透明白色の袋で、町が指定したものの				
(4) 略					(4) 略				
別表(第14条関係)					別表(第14条関係)				
種類	単位		金額	備考	種類	単位		金額	備考
家庭系可燃ごみ	指定袋1個につき	略	略	略	家庭系可燃ごみ	指定袋1個につき	略	略	略
		<u>容量が20リットルの袋</u>	<u>20円</u>				<u>容量が20リットルの袋</u>	<u>20円</u>	
	<u>容量が10リットルの袋</u>	<u>10円</u>							
し尿の項及び粗大ごみの項 略					し尿の項及び粗大ごみの項 略				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

家庭から排出される可燃ごみの排出用として町が指定する袋に、容量が10リットルのものを加えるため提案するものである。

議案第4号

東浦町営住宅条例の一部改正について

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例

東浦町営住宅条例（平成9年東浦町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 町長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）</u>に基づく<u>防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）</u>に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 現に町営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、<u>既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと</u><u>その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が</u></p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 町長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業<u>又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）</u>に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 現に町営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと<u>又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存</u></p>

入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 略

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等(同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間の被災者等に限る。)並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号)の条件を具備するものでなければならない。

(1) から (5) まで 略

2 略

(住宅入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 次のいずれかの者の署名した町営住宅賃貸借保証書及び町営住宅賃貸借契約書を提出すること。

ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人(町内に居住する者又は入居決定

入居者が入居することが適切であること。

(8) 略

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号)の条件を具備するものでなければならない。

(1) から (5) まで 略

2 略

(住宅入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人(町内に居住する者であること。)の署名した町営住宅賃貸借保証書及び町営住宅賃貸借契約書を提出すること。



者の3親等内の親族であって県内に居住するものに限る。)

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者

(2) 略

2から6まで 略

(敷金)

第19条 略

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 略

(修繕費用の負担)

第21条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、町の負担とする。

2 略

3 入居者の責に帰すべき事由によって町営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(2) 略

2から6まで 略

(敷金)

第19条 略

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

3 略

(修繕費用の負担)

第21条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯器具の修繕に要する費用を除く。)は、町の負担とする。

2 略

3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) から (3) まで 略

(4) 前条第 1 項において町が負担することとされているもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用  
(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 略

2 町長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条第 1 項に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き 5 年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知しなければならない。

3 略  
(住宅の明渡し請求)

第 42 条 略

2 略

3 町長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 から 6 まで 略  
(保証金)

第 56 条 略

2 第 19 条第 2 項から第 4 項まで及び第 20 条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、第 19 条

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) から (3) まで 略

(4) 前条第 1 項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用  
(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 略

2 町長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条各号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き 5 年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知しなければならない。

3 略  
(住宅の明渡し請求)

第 42 条 略

2 略

3 町長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 から 6 まで 略  
(保証金)

第 56 条 略

2 第 19 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、第 19 条第 2

<p>第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「賃貸借」とあるのは「駐車場の使用許可」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第56条第1項」と、「入居者が住宅」とあるのは「使用者が駐車場」と、「賃貸借」とあるのは「駐車場の使用許可」と、第20条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。</p>	<p>項中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項、第20条の見出し及び同条第1項中「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。</p>
--	---

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条第1項及び第29条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項本文に規定する施行の日（以下「施行日」という。）前に行った町営住宅の入居手続きに係るこの条例による改正前の東浦町営住宅条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項第1号に規定する連帯保証人については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に到来した支払期に係る旧条例第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

#### 提案理由

町営住宅の入居に係る連帯保証人の要件を緩和する等のため提案するものである。

議案第5号

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年東浦町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <b>第243条の2の2第8項</b> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <b>第243条の2第8項</b> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 16 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
5 1 8 3	生路 183 号線	東浦町大字生路字梨ノ木 22 番 1	
		東浦町大字生路字梨ノ木 29 番 9	
6 2 3 4	藤江 234 号線	東浦町大字藤江字須賀 24 番 11	
		東浦町大字藤江字須賀 24 番 9	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。